

土地開発事業に関する協定書

結城市長 (以下「甲」という。)と事業主 (以下「乙」という。)
は、 地区で行う 事業 (以下「開発事業」という。)について、下記のとおり協定を締結する。

記

(基本原則)

第1条 乙は、結城市土地開発事業の適正化に関する指導要綱 (以下「要綱」という。)に基づき、地域振興との調和を図るとともに自然環境の保全及び災害の防止に努めるものとする。

(条件等の遵守)

第2条 乙は、要綱に基づき承認を受けた設計に適合するよう工事を施行し、設計承認通知書に指示された条件を遵守するものとする。

(環境保全への協力)

第3条 乙は、甲が開発区域について、その周辺の地域と一体的に環境保全に係る地域等の指定をしようとするときは、その指定に協力するものとする。

(災害補償等)

第4条 乙は、工事施行中 (工事の廃止及び中止を含む。)又は工事の完了後に、乙が行う開発事業によって、土砂の流出、出水、地すべり等、農業用水等の枯渇、環境を保全すべき地物の損壊等の被害を生じさせたときは、誠意をもってその補償にあたるものとする。

2 乙は、前項の被害が生じたときは、直ちに甲に連絡するものとする。

(調査のための立入り)

第5条 甲は、必要と認めるときは、開発区域に立ち入り、必要な調査等を行うことができるものとし、乙は、これに協力するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めない事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保持する。

年 月 日

甲 結城市大字結城1447番地
結城市長

乙 住所
氏名